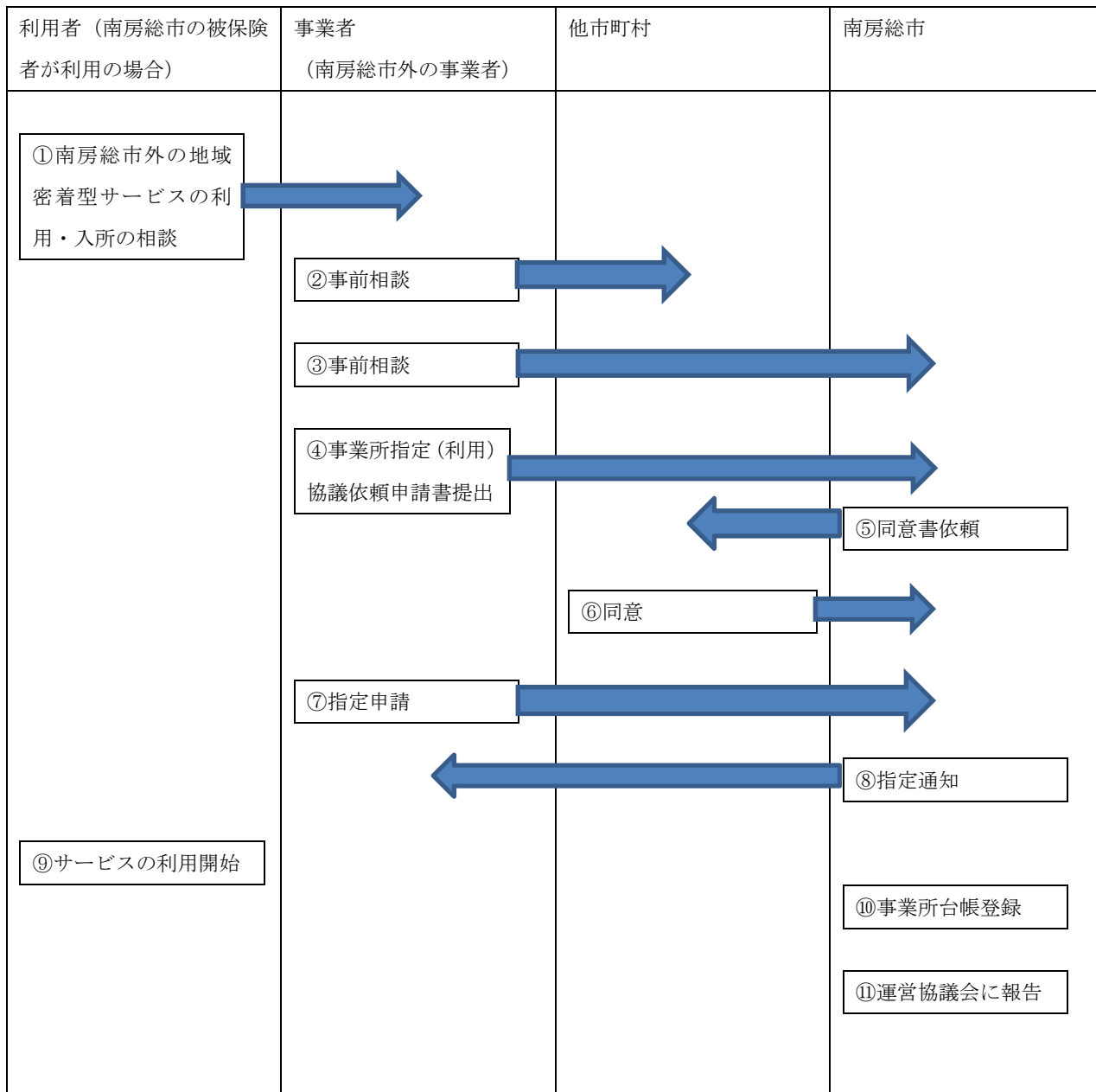


南房総市外の事業所を南房総市が指定する場合（南房総市の被保険者が利用の場合）



南房総市の同意を求める基準

次の基準のいずれかを満たしていること。

- (1) 当該事業所の所在地が隣接市町である場合で、市内に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがないこと。
- (2) 当該事業所所在市町村にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。
- (3) 虐待等の理由の場合。

他市町村の同意基準

他市町村にお問い合わせください。